

寝屋川市建設工事等指名停止要綱の改正について

本市における建設工事等指名停止要綱について、令和2年10月1日より施行された建設業法の改正（建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号））及び令和2年12月25日より施行された私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に伴う規定の改正等に伴い、寝屋川市建設工事等指名停止要綱を改正します。

〔主な改正内容〕

契約書において、社会保険等※に未加入である建設業許可業者※を下請負人とすることを禁止

全ての建設工事について、社会保険等に未加入である建設業許可業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む。）とすることを禁止します。

※「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。（以下同じ。）

※「建設業許可業者」とは、建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいいます。（以下同じ。）

違反した場合は受注者に対し入札参加停止措置を実施

全ての建設工事について、下請負人である建設業許可業者の社会保険等への加入が確認できない場合、受注者に対し入札参加停止措置を実施します。

※併せて、工事成績評定の減点も実施します。

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）」令和2年12月25日の改正により条文番号等が変更されたため、建設工事等指名停止要綱の規定中の同法の引用箇所について改正します。

【関連リンク】

[寝屋川市建設工事等指名停止要綱](#)

[工事成績評定書](#)